

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書における  
税理士の確認のためのチェックリスト

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者向けの持続化給付金の申請に係る税理士の確認（※1）にあたり、当該確認を行う上での情報として、次の（1）及び（2）に掲げる書類のご提供と、（3）に掲げる事項のご確認とチェック欄への記載をお願いします。

（1）確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

持続化給付金給付規程様式3において、1～3の項目を記載いただいたもの（税理士確認欄のみが空欄となっているもの）をご提出ください。

（2）令和元年（2019年）分の給与所得の源泉徴収票の写し（※2）

（3）申請者の確認及びチェック項目

- ① 以下の項目についてご確認いただき、該当する項目のチェック欄に「✓」の記載をお願いします。

ご確認項目	チェック
2019年分に受けたすべての給与収入に係る源泉徴収票の写しが添付されていること	<input type="checkbox"/>
2019年の給与の受給が1か所のみで給与所得及び退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である場合など、確定申告を要しない場合に該当すること	<input type="checkbox"/>

- ② 以下の項目についてご確認いただき、ご了承いただければチェック欄に「✓」の記載をお願いします。

ご確認項目	チェック
顧問契約を締結している税理士がないこと	<input type="checkbox"/>
確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書及び本チェックリストの記載内容が虚偽でないこと	<input type="checkbox"/>
申請者の「令和元年（2019年）の収入金額」及び「確定申告を要しないこと」の確認を行う税理士は、申請者が提供した情報のみにより確認を行います。税理士の確認は適正に行い、記載内容の修正等の指示を税理士から行うことはありません	<input type="checkbox"/>

③ 上記①及び②の各項目についてご確認いただきチェック欄に「✓」の記載がある場合に限り税理士による確認をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、税理士による確認は、申立書に記載された記載内容を対象として確認することを目的とするものであり、記載事項について保証を提供することはいたしませんのでご留意願います。

(※1) 持続化給付金給付規程（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け）第11条第1項第1号に規定する税理士の確認。

(※2) 「令和元年（2019年）分の給与所得の源泉徴収票の写し」のご提出については、中小企業庁が示した確認基準に関する考え方に準拠するものです。

年 月 日

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印